

阿賀野市告示第43号

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月5日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、かつ、新たに取り組む事業又は既に取り組んでいる事業であっても拡大若しくは発展させる事業で」及び同項ただし書を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

第3条に規定する 補助対象事業	補助基準額の上限	補助率		補助金の額
		新規・ 拡大事業	継続事業	
(1) 地域福祉活動	世帯数に2,000円を乗じた額又は20万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、30世帯以下の自治会は6万円を上限とする。	2分の1	2分の1	補助基準額に補助率を乗じた金額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）とする。
(2) 健康づくり活動		2分の1	2分の1	
(3) 防災・防火活動		4分の3	2分の1	
(4) 防犯活動		2分の1	2分の1	
(5) 交通安全活動		2分の1	2分の1	
(6) 環境美化活動		2分の1	2分の1	
(7) コミュニティ活動		2分の1	2分の1	
(8) その他市長が認める活動		2分の1	2分の1	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。